

新型コロナウイルス感染症に関する支援等の一覧

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活面でも様々な影響が及んでいることから、生活支援等の概要及び問い合わせ窓口をお知らせします。支援制度によっては、必要となる手続きや書類、要件などが異なりますので、各担当までお問い合わせください。なお、支援制度等を追加した場合は、随時、告知放送やホームページでお知らせする予定です。

庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部

●庄原市独自の新たな支援等

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
雇用	離職者等緊急雇用対策事業	内定取り消し又は離職を余儀なくされた市民の方を会計年度任用職員（フルタイム）として、公募、面接試験により任用します。 ① 令和2年5月下旬～令和2年10月末 ② 令和2年6月～令和2年11月末（最長6ヶ月間）	本庁総務課 ☎0824-73-1122
給付	庄原市子育て世帯応援臨時給付金	令和2年5月分の児童手当（本則給付）の受給者に対し、1世帯当たり5万円の臨時給付金を給付します。	本庁児童福祉課 ☎0824-73-1192
支援	新型コロナウイルス感染症感染防止対策（障害者福祉サービス事業所）支援金	障害者福祉サービス事務所を運営する事業者が実施する感染防止対策に要する経費について、1事業者当たり20万円を上限に補助します。	本庁社会福祉課 ☎0824-73-1210
	新型コロナウイルス感染症感染防止対策（介護サービス事業所）支援金	介護サービス事務所を運営する事業者が実施する感染防止対策に要する経費について、1事業者当たり20万円を上限に補助します。	本庁高齢者福祉課 ☎0824-73-1167
	新型コロナウイルス感染症感染防止対策（医療機関）支援金	医療機関が実施する感染防止の取り組みを支援します。 病院：1病院当たり50万円 診療所（歯科含む）：1診療所当たり20万円	本庁保健医療課 ☎0824-73-1155
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	感染拡大の予防対応のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む衛生器具等の購入や、テイクアウト等の実施に係る設備導入など、事業を継続するために要する経費を補助します。 【補助率】 3/4 ※上限30万円 【申請開始日】令和2年5月22日（金）から	本庁商工観光課 ☎0824-73-1178
	中小企業者等事業継続応援給付金	売上が前年同月比で30%以上50%未満の減少となっている事業者に対し、10万円の応援給付金を給付します。国の持続化給付金との併給はできません。 【対象事業者】中小企業等（法人は市内に本店または支店を有する者、個人事業主は市内に住所を有し税務署へ開業届を提出している者） 【申請開始日】令和2年5月22日（金）から	本庁商工観光課 ☎0824-73-1178

●市民の方への支援等

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
総合窓口	症状に関する相談	<p>少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、窓口にご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等強い症状のある場合 ■ 重症化しやすい方(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ■ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が(4日以上)続く場合(強い症状と思う場合、解熱剤を飲み続けなければならない方) 	<p>北部保健所 コールセンター ☎082-513-2567</p>
	受診や予防等に関する電話相談	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う不安や困りごとなどの相談に応じ、必要な情報提供などを行います。</p>	<p>庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎0824-73-1138</p>
徴収猶予等	市税徴収猶予の特例(延滞金なし、担保不要)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者の方は、申請により1年間、徴収の猶予を受けることができます。</p> <p>① 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。</p>	<p>本庁収納課 ☎0824-73-1511</p>
	国民年金保険料の免除・納付猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止または休止、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて国民年金保険料の納付が困難になった方は、免除・納付猶予、学生納付特例の対象になる場合があります。</p>	<p>本庁保健医療課 ☎0824-73-1158</p>
	水道料金 下水道使用料等の支払い猶予	<p>事業の継続が困難になった、収入が大幅に減少した等の理由により納付が困難な場合、分割納付や支払い猶予が適用される場合があります。</p>	<p>本庁水道局水道課 ☎0824-73-1197 本庁下水道課 ☎0824-73-1175</p>
給付・貸付	特別定額給付金	<p>迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人につき10万円の給付金を給付します。</p> <p>【対象者】 令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方</p> <p>【受給権者】 その者の属する世帯主</p> <p>【給付額】 1人につき10万円</p>	<p>庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部 経済対策部 特別定額給付班 ☎0824-73-1161</p>
	生活困窮支援事業	<p>離職や休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれがある方に対し、家賃相当額の住居確保給付金を一定期間支給します。 (家主等へ直接送金します)</p> <p>【支給額】 次の金額を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。 単身世帯：33,000円 2人世帯：40,000円 3～5人世帯：43,000円</p> <p>【支給期間】 3か月間(一定の条件により3か月間の延長または再延長が可能)</p>	<p>本庁社会福祉課 ☎0824-73-1166 庄原市社会福祉協議会 ☎0824-75-0345</p>

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
給付・貸付	生活福祉資金の特例貸付	<p>生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）</p> <p>■休業された方向け（緊急小口資金）</p> <p>【貸付対象】 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>【貸付限度額】 原則として、一世帯につき一回 10 万円 ただし、世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者等がいるとき等、一定の条件に該当する場合は、一世帯につき 20 万円</p> <p>■失業等された方向け（総合支援資金）</p> <p>【貸付対象】 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（その他一定の条件あり）</p> <p>【貸付限度額】 （1）2人以上：月 20 万円以内 （2）単身：月 15 万円以内</p> <p>【貸付期間】 原則 3 か月以内（分割交付 1 か月ごと）</p>	庄原市社会福祉協議会 ☎0824-75-0345
	国民健康保険後期高齢者医療傷病手当金	被用者（給与収入のある方）で、新型コロナウイルスに感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む）に、その療養のため仕事を休んだ期間について、傷病手当金を支給します。	本庁保健医療課 ☎0824-73-1158 ☎0824-73-1155
	子育て世帯臨時特別給付金事業	令和 2 年 4 月分の児童手当（本則給付）の受給者に対し、臨時特別給付金を給付します。 給付額 子ども 1 人当たり 1 万円	本庁児童福祉課 ☎0824-73-1192
	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、失業等の一定の要件に該当する場合に、生活資金の貸付を行います。	本庁児童福祉課 ☎0824-73-1192 北部厚生環境事務所 厚生課（代表） ☎0824-63-5181
	臨時休業した小学校等に 通う子の保護者の休暇 取得支援	小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援します。 就業できなかった日一日あたり 4,100 円（定額） コールセンターは、平日休日ともに 9 時から 21 時まで対応可能	学校等休業助成金・ 支援金等相談 コールセンター ☎0120-60-3999

●事業者の方への支援等

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
相談窓口	国や県の支援制度全体に関する相談窓口		本庁商工観光課 ☎0824-73-1178
	社労士による雇用調整助成金の申請支援窓口	休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金について、煩雑な申請をサポートする社労士の窓口を開設します。 5月20日(水) 9:00~17:00 備北商工会 5月26日(火) 9:00~17:00 東城町商工会 5月28日(木) 9:00~17:00 庄原商工会議所 6月3日(水) 9:00~17:00 備北商工会 6月4日(木) 9:00~17:00 庄原商工会議所 6月8日(月) 9:00~17:00 庄原商工会議所 6月15日(月) 9:00~17:00 東城町商工会 6月25日(木) 9:00~17:00 庄原商工会議所 ※事前予約を受け付けています。	本庁商工観光課 ☎0824-73-1178
	金融・経営相談窓口	主に中小企業・小規模企業向けになります。 平日休日ともに9時から17時まで対応可能	経済産業省 ☎03-3501-1544
	資金繰りや雇用など、様々な項目に対応可能な窓口	行政書士の資格を持つ相談員が、融資の相談から、国の雇用調整助成金を申請するための書類の書き方についてアドバイスを行います。 祝日を除く火、金曜日の8時30分から17時まで対応可能	庄原商工会議所 なんでも経営相談 ☎0824-72-2121
	資金繰りや雇用など、様々な項目に対応可能な窓口	各種経営に関する相談について、経営指導員がアドバイスを行います。 資金繰りに関しては、マル経融資の窓口対応が可能で、雇用・税務相談も受け付けます。	備北商工会 西城・口和・比和高野・総領 地域 ☎0824-82-2904 東城町商工会 ☎08477-2-0525
徴収猶予(国税・県税)	納税猶予の特例	2月以降、売上げが前年同月比20%以上減少している事業者に対し、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。	【国税】 国税庁猶予相談センター(広島国税局) ☎082-511-0512 【県税】 北部県税事務所 ☎0824-63-5176
税金	税務申告・納付期限の延長	従来の期限内(3/16)までに申告することが困難な方は、期限を切らずに、事前に予約して税務署に来庁してもらうなど、柔軟に対応します。	庄原税務署 ☎0824-72-1001
	欠損金の繰戻還付	資本金10億円以下の法人は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けられる。災害損失欠損金の繰戻し還付も実施予定です。	庄原税務署 ☎0824-72-1001
	固定資産税の軽減	事業者にかかる令和3年度の固定資産税を軽減します。 ■軽減率 売上が50%以上減少した場合 100% 売上が30%以上50%未満減少した場合 50% (令和2年2~10月までの任意の3月間の収入が前年同月比) ■対象 事業用家屋、償却資産	本庁税務課 ☎0824-73-1144

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
税金	厚生年金保険料等の猶予	厚生年金保険料を一時に納付するのが困難な事業所は、保険料の納期限の6月以内に年金事務所に申請されれば、換価の猶予が認められる場合があります。	日本年金機構 三次年金事務所 ☎0824-62-3107
	課税事業者の変更	売上が50%以上減少した消費税の課税者で、課税期間の開始後における課税対象事業者の変更（又はやめる） ■対象 消費税	庄原税務署 ☎0824-72-1001
	印紙税の非課税	売上が20%以上減少した者で、金融機関等の特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税を非課税とします。	庄原税務署 ☎0824-72-1001
	テレワーク等の設備投資税制	テレワークなどに対応した設備取得に対する即時償却又は税額控除 ■税額控除額 設備投資額7% (資本金3,000万円以下の場合は10%)	中小企業税制 サポートセンター ☎03-6281-9821
事業者向給付金・休業支援金	持続化給付金	感染症拡大により、売上が前年同月比50%以上減少する事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金 (中小企業、小規模事業者、個人事業者や会社以外の法人も対象) ■給付額 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月) ※上記の算出方法により、法人は200万円、個人事業主等は100万円以内を支給	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 ☎03-6831-0613
	広島県感染拡大防止協力支援金	広島県の緊急事態措置期間中(4/22~5/6)に休業等の要請に全面的に協力し、雇用を維持する事業者に対する支援金 ○雇用者のいる中小企業者： 休業した場合30万円 ※2店舗以上有する事業者50万円 食事提供施設での時間短縮10万円 ※2店舗以上有する事業者15万円 ○雇用者のいない中小企業者： 休業した場合20万円 食事提供施設での時間短縮10万円	広島県 商工労働局 協力支援金センター ☎082-513-2828
資金繰り対策	新型コロナウイルス感染症特別貸付	感染症の影響で直近1ヶ月の売上が前年又は前々年比5%以上減少している事業者に対する融資 【中小事業】 ■限度額3億円 ■設備20年、運転15年(据置5年) ■利率0.21% ■一定の条件で無利子・無担保 【国民事業】 ■限度額6,000万円 ■設備20年、運転15年(据置5年) ■利率0.46% ■一定の条件で無利子・無担保	日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業部 ☎082-247-9151
	経営環境変化対応資金	売上が減少している、又は売り上げ減少が見込まれる事業者への融資	

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
資金繰り対策	マル経融資の金利引き下げ ※新型コロナウイルス対策 マル経	小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）の新型コロナウイルス対策特例措置として融資金利を引き下げ 商工会議所・商工会等で経営指導を受けた小規模事業者に対し、低利子・無担保で融資	日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業部 ☎082-247-9151
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (映画館、旅館、美容、クリーニング、飲食)	感染症の影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少している旅館・飲食店・喫茶店に対する貸付 ■限度額1,000万円 ■運転7年(据置2年) ■利率1.01% ■一定の条件で無利子・無担保	
	衛生環境激変対策特別貸付 (映画館、旅館、クリーニング、飲食)	感染症の影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年比10%以上減少している旅館・飲食店・喫茶店に対する好条件融資、実質無利子化予定	
	日本公庫・既往債務の借換	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付や、商工中金危機対応融資について、債務を既に持っている企業に、借換を可能とし、実質無利子化を行う。	
	商工中金危機対応融資	感染症の影響で直近1月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少している事業者に対する低利子融資	商工組合中央金庫 相談窓口 ☎0120-542-711
	特例緊急経営安定貸付 (小規模企業共済制度)	感染症の影響で最近1月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少している小規模企業共済事業者の貸付資格を有する契約者へ貸付	中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050-5541-7171
	危機対応融資	感染症の影響で直近1月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少している事業者に対する低利子融資	日本政策投資銀行 商工組合中央金庫 ☎082-247-4311
	セーフティネット資金 (国指定)	セーフティネット保証4号、危機関連保証を受けた事業者への融資(コロナ特別枠有)、実質無利子・保証料減免予定 融資限度額：3,000万円(実質無利子等の上限)	広島県商工労働局 経営革新課 ☎082-513-3321 (認定申請)
	緊急経営基盤強化資金	セーフティネット保証5号を受けた事業者、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少している事業者に対する融資	庄原市商工観光課 ☎0824-73-1178
	借換資金	上記「緊急経営基盤強化資金」の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者又は組合等に対する融資	広島県商工労働局 経営革新課 ☎082-513-3321
	農林漁業者向けセーフティネット貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を日本政策金融公庫が確認できた農林漁業者向け融資	日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業部 ☎082-249-9152
社会福祉施設向け優遇融資	感染症に伴い機能停止となった社会福祉施設等に対する優遇融資	独立行政法人福祉医療機構相談窓口 ☎03-3438-9936	

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
休暇取得・在宅勤務への支援	臨時休業した小学校等に 通う子の保護者の休暇 取得支援	労基法上の年次有給休暇と別に有給休暇を取得させた企業に助成、また臨時休業したフリーランス事業者に支援 <ul style="list-style-type: none"> ■従業員を休業させた事業所向け助成金 休業させた労働者に支払った賃金全額 一人 8,330 円が上限 ■休業したフリーランス事業者向け支援金 就業できなかった日一日あたり 4,100 円（定額） コールセンターは、平日休日ともに 9 時から 21 時まで対応可能	学校等休業助成金・ 支援金等相談 コールセンター ☎0120-60-3999
	雇用調整助成金 (特例措置)	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った事業者に対し、休業手当、賃金等の一部を助成 詳細は雇用調整助成金コールセンターまでお問い合わせください。	雇用調整助成金 コールセンター ☎0120-60-3999
	働き方改革推進支援 助成金 (テレワークコース)	テレワークを新規導入する中小企業・小規模事業者への補助 <ul style="list-style-type: none"> ■助成対象の取組 「テレワーク用通信機器の導入・運用」・「労働管理者に対する研修」など ■主な要件 事業実施期間中に「助成対象の取組を行うこと」・「テレワークを実施した労働者が一人以上いること」など ■補助率、補助上限 1/2、1 企業あたりの上限 100 万円 ※中小企業者等がテレワーク等のための設備に取得等をした場合に中小企業経営強化税制度の適用を受けることが可能です。	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
	働き方改革推進支援 助成金 (職場意識改善特例コース)	新型コロナウイルス対策として、特別休暇の規定を整備した中小企業に対して助成 <ul style="list-style-type: none"> ■助成額 対象経費の合計額×補助率 3/4 ■上限 50 万円 	広島労働局 雇用環境・均等室 ☎082-221-9247
感染症拡大対応のための投資支援	テイクアウト・デリバリー 参入促進事業	広島県内に主たる事業者を有し、飲食業や宿泊業を営む中小事業者が実施する「テイクアウト」や「デリバリー」など新たな取り組みへの新規参入を支援 <ul style="list-style-type: none"> ■対象経費 「テイクアウト」や「デリバリー」に取り組むための販売促進費、配送用車両等借上費、器具備品費、店舗等内装工事費などの初期費用 ■助成率、助成金限度額 10/10、30 万円 	公益社団法人ひろしま 産業振興機構 新型コロナ対策事業 推進チーム ☎082-207-0226
	生産性革命推進事業 ものづくり・商業・サービス 補助金	中小企業の生産性向上を図るため、新製品開発のための製造機械や効率的な最新の加工機等の購入、システム構築費用などを支援 <ul style="list-style-type: none"> ■補助率、補助上限 2/3、原則 1,000 万円 	ものづくり補助金 事務局 ☎050-8880-4053
	生産性革命推進事業 (小規模事業者持続化 補助金)	小規模事業者が商工団体の助言を受け経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用を補助 対象経費×2/3、上限額は 100 万円	全国商工会連合会 ☎03-6670-2540 日本商工会議所 ☎03-6447-2389

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
感染症拡大対応のための投資支援	生産性革命推進事業 IT 導入補助金	中小企業・小規模事業者の方が自社のニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助 ■補助率、補助上限 2/3、450 万円	中小企業基盤整備機構 ☎03-6459-0866 一般社団法人サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424
	サプライチェーン対策 国内投資促進事業	特定国にあった生産拠点を日本に移転する企業の整備導入等の支援 ■補助率、補助上限 中小企業等 2/3 大企業 1/2	経済産業省 地域経済産業政策課 ☎03-3501-1697
	海外サプライチェーン 多元化等支援事業	ASEAN 諸国への設備投資・実証事業・事業実施可能性調査等の費用を補助 ■補助率、補助上限 3/4 (中小企業グループ)、2/3 (中小企業)、又は 1/2 (大企業)	経済産業省 貿易経済協力局 ☎03-350-6759
	J A P A Nブランド育成 支援事業	新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援 【事業者支援型】 中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取り組みの費用の補助 ■補助率、補助上限 2/3 以内、1 事業者あたりの上限 500 万円 【支援事業型】 地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用の補助 ■補助率、補助上限 2/3 以内、上限 2,000 万円	中小企業庁 創業・新事業促進課 ☎03-3501-1767
事業継続への支援金	経営資源引継・事業再編支援事業	中小企業の経営資源や、雇用・技術を引き継ぐ場合の仲介手数料補助、事業引継センターによる M&A 出張相談、第三者承継者へのファンド融資を実施 ■補助率、補助上限 2/3、買い手 200 万円・売り手 650 万円 【「プッシュ型」の第三者承継支援】 新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターに相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対する M & A 出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継事業の支援 【中小企業経営強化支援ファンド】 官民連携の新たな全国ファンドによる事業者支援	中小企業庁財務部 ☎03-3501-5803
	中小企業強靱化対策事業	感染症対策を含んだ BCP を策定した企業について、認定を受ければ税制優遇や金融支援が受けられます。	経済産業省 中小企業基盤機構 中小企業庁 財務課 ☎03-3501-5803

●農畜林業者の方への支援等

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
農産物支援	農業労働力確保緊急支援事業	<p>コロナウイルスによる農業従事者不足になった農業経営体への援農（他地域、他産業から、また、それに従事するために研修を受ける費用）</p> <p>■事業主体 農業経営体</p> <p>■補助率 1/2</p>	<p>農林水産省 経営局就農・女性課 ☎03-3502-6469</p>
	労働力不足の解消に向けたスマート農業実証	<p>コロナウイルスによる農業従事者不足になった農業経営体へ援農（他地域、他産業から、また、それに従事するために研修を受ける費用）</p> <p>■事業主体 農業・食品産業技術総合研究機構に委託された民間団体</p>	<p>農林水産技術会議事務局 研究推進課 ☎03-3502-7437</p>
	高収益作物次期作支援交付金	<p>新型コロナウイルスの収束後に向けた生産強化するための以下の資金に対して交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高収益作物の生産者に種苗等の資材、機械レンタル等の支援 ・需要促進に向けた取り組み ・新たな品種の導入 <p>■事業主体 生産者</p> <p>■補助金 定額</p>	<p>農林水産省 生産局園芸作物課 ☎03-3502-5961</p>
農畜産物支援	国産農林水産物等販売促進緊急対策	<p>・在庫滞留等が生じている品目(牛肉、果物、水産物等)について、販売促進の取り組みを支援 (学校給食、ネット販売、デリバリー・テイクアウト等と連携し、新商品開発、イベント連携等)</p> <p>・花きについては、公共施設等での活用拡大、SNS等の活用による国内外への情報発信</p> <p>■事業主体 民間団体</p> <p>■補助率 1/2</p>	<p>農林水産省 大臣官房政策課 ☎03-6744-2089</p>
	新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業	<p>・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 無利子化を図るための金融支援(貸し付けを行う金融機関全部)</p> <p>・日本公庫資金円滑化貸付事業 公庫資金の無担保化のための支援</p> <p>・農業信用保証保険基盤強化事業 農業信用基金協会の債務保証の無担保支援</p> <p>・農林水産業者向け業務補助金 公庫事務の円滑化のための支援</p> <p>上記支援により、次の資金の無利子化、無担保での資金貸付が可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫) ○農業近代化資金・借換資金(民間金融機関) 	<p>農林水産省 経営局金融調整課 ☎03-3501-3726</p>
	国産農畜産物供給力強化対策	<p>・輸入農畜産物から国産に切り替える等、継続的、安定的な供給を図る。 野菜のカット、冷凍等の施設整備・改修にかかる費用の支援</p> <p>■事業主体 民間団体</p> <p>■補助率 1/2</p>	<p>農林水産省 生産局総務課 生産推進室 ☎03-3502-5945</p>

分類	項目	支援等の概要	問い合わせ窓口
畜産支援	肉用子牛流通円滑化等緊急対策	肉用子牛の出荷調整を行う場合の掛かり増し経費を支援 ■事業主体 畜産農家 ■補助率 定額	農林水産省 生産局 食肉鶏卵課 ☎03-3502-5989
	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	肥育牛の生産、や肥育牛の計画出荷を行った場合などに支援 ■事業主体 生産者団体・畜産農家 ■補助額 ○肥育生産計画を作成し、取り組みメニューに2つ以上取り組んだ場合 2万円/頭 ○枝肉価格が前年度月より30%下落でメニュー3つ以上の取り組みで 4万円/頭 40%下落でメニュー3つ以上の取り組みで5万円/頭 ○計画出荷を行った場合の掛かり増し経費を支援 ○肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の生産者負担金の納付猶予 ○畜産特別資金を年2回から毎月貸し付け	農林水産省 生産局 畜産企画課 ☎03-3502-0874
	新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業	農場経営者等に新型コロナが発生した場合、ヘルパー、管理委託、消毒等の経費に対する支援 ■事業主体：生産者集団等 ■補助率：定額	農林水産省 生産局 畜産企画課 ☎03-3502-0874
林業支援	国産農林水産物等販売促進緊急対策	公共施設等の木造化・木質化等を支援 ■支援対象：民間団体等 ■補助率：定額 ■事業実施主体：民間団体	林野庁木材利用課 ☎03-6744-2120
	輸出原木保管等緊急支援事業	滞留している輸出处向け原木の一時保管費用等を支援 ■支援対象：林業経営体等 ■補助率：定額 ■事業実施主体：(一社)全国木材組合連合会	林野庁木材産業課 ☎03-6744-2292